

豊川市牛久保保育園の整備及び運営事業者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市公立保育所民営化基本方針に基づき豊川市立牛久保保育園を整備及び運営する事業者（以下「運営事業者」という。）の候補者の選定を公募により公平かつ適正に行うために設置する豊川市牛久保保育園の整備及び運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 提案書提出者の募集要件、募集方法等に関すること。
- (2) 提案内容の評価方法、評価基準等に関すること。
- (3) 提案書提出者の選定に関すること。
- (4) 運営事業者の候補者の選定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次のとおりとし、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域代表者 2人
- (2) 牛久保保育園保護者会代表者 2人
- (3) 牛久保保育園長
- (4) 子ども健康部長

2 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から令和7年3月31日までとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員（第4条第1項第1号及び第2号に掲げるものに限る。）に対して報酬を支給する。

2 報酬の額は、日額8,600円とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども健康部保育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月25日から施行する。